

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、安芸津都市計画道路三・五・一号風早吉名線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十三年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

安芸津都市計画道路 三・五・一号 風早吉名線

二 都市計画を変更する土地の区域

東広島市安芸津町風早、東広島市安芸津町三津、東広島市安芸津町木谷、竹原市吉名町八代谷

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、東広島市都市部都市計画課、東広島市安芸津支所建設産業課、竹原市建設産業部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十三年九月二十六日から平成二十三年十月十一日まで